

# イタリアにおける

## 年金制度改革の論争

大蔵省大臣官房会計課課長補佐 藤川 鉄馬  
前・在イタリア日本国大使館一等書記官

### 1. 年金制度改革の提案

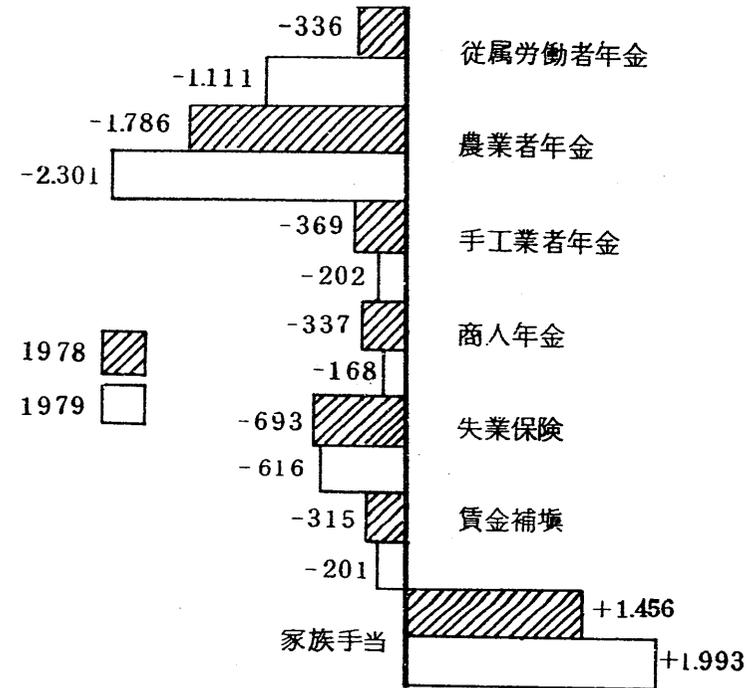
1978年夏、イタリアの労働厚生大臣スコッティは、年金制度の抜本的な改革を発表した。これを契機に今日に至るまで、イタリアでは、年金制度改革をめぐる、各政党・労組・産業界の間に、「熱い」(caldo)論争が行なわれている。

スコッティ大臣の年金制度改革の提案の背景は、第1に各種の年金制度の条件が著しく異なること、また第2に年金財政が著しく悪化しており、さらに悪化する見込みであることにある。

まず、第1の点についていえば、イタリアの年金制度としては、正確な数は不詳であるが、50はあるとされる。「イタリアの年金制度は、あえていうならば、これまで、目標、統一性もなく形づくられ、職業(カテゴリ)毎に、グループ毎に、また政治的な圧力により「顧客」(cliente)毎に、年金制度が創設されてきた。顧客の要請があると、一つの年金制度が誕生するわけで、顧客は政治家の得意先となっている。このため、イタリアの年金制度は著しく複雑となっている」(注1)。各種の年金の拠出保険料、受給年齢、年金水準の差については、本誌1979年No.42にて詳説した。

第2の年金財政の状況についてみると、第1図に示す如く、INPS(全国社会保険機構)の収支は著しく悪化している。

図1. INPSの各種年金等の収支(1979年)(単位10億リラ)



(資料) 図1, 図2. 表2は

Corriere della sera 紙1979年12月6日付による。

年金財政の悪化の理由は、第1に、拠出保険料と年金水準額が対応していないことによる。年金額のあるべき水準は、拠出保険料に相当することを原則に、社会保障の観点から、負担しうる者が必要としている者のために負担するのが建前である。

しかしながら、多くの年金制度においては、経済的・社会的な合理性なしに年金給付額が決定されており、「必要としない者のために少額しか負担をしていない」のが現状である(注2)。

最近10年間における生計費の上昇割合と各種年金水準の上昇割合とを比較したのが、第2図である。同図にみる通り、生計費指数の上昇に対し、年金水準は大きな上昇を示している。

また、各種の年金制度の発足により、さらに傷患者年金の濫受領により、表1.に見るように、年金受給者の数の大幅な増大が予想される。

図2. 年金水準と生計費との比較(1968年=100)

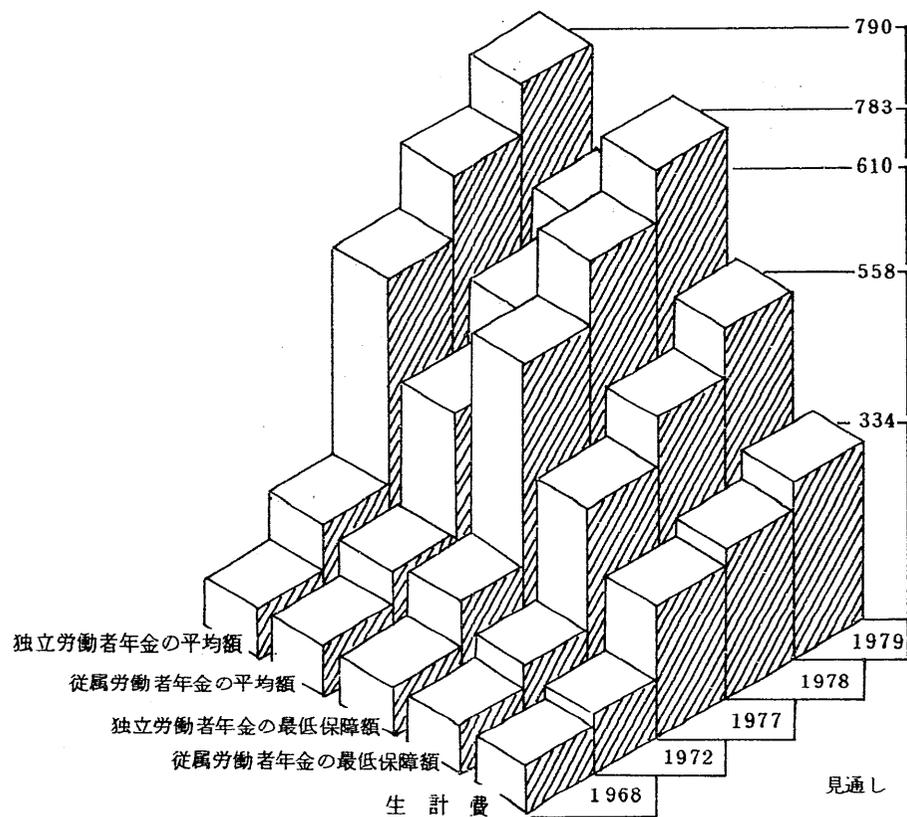


表1. 年金受給者の増大

	1979年末	1984年末	1989年末
傷害及び老齢年金	11,690	13,528	15,319
INPSの一般従属労働者年金			
最低保障額超	2,176	2,494	2,796
最低保障額	4,454	5,107	5,724
最低保障額以下	212	243	273
INPSの各種年金	173	243	325
INPSの独立労働者年金	3,414	4,015	4,602
国庫省所管の公務員年金等	943	1,048	1,144
その他	318	378	452
社会年金	840	860	880
軍人恩給	840	715	560
INA IL (職業災害年金)	1,063	1,212	1,383
遺族年金	2,701	3,160	3,573
INPSの一般従属労働者年金			
最低保障額超	339	386	426
最低保障額	829	831	788
最低保障額以下	859	1,097	1,335
INPSの各種年金	64	74	82
INPSの独立労働者年金	19	26	33
国庫省所管の公務員年金等	193	208	219
その他	169	198	227
合計	17,134	19,475	21,715

(資料) 1979年12月6日付 Corriere della sera 紙

(資料) G. Morcaldo e C. M. Pierucci, (Mondo economico 15 settembre 1979)

このため、表 2. にみるように、INPS の財政は、急激に悪化することが見込まれている。

表 2. INPS の収支見込

	1978	1979	1980	1981	1982
収 支	-2295	-2.556	- 4281	- 6457	- 8125
繰越赤字	-3.971	-6.527	-10.808	-17.265	-25.390

Fonte: elaborazione su dati consuntivi e previsivi  
Inps Dati di bilancio

## 2. スコッティ労働大臣の提案の内容

スコッティの提案は、1978年7月25日、上院において可決されたが、下院において多数の修正を受けた。さらに、法案は、上院において、再び1979年2月に可決されたが(注3)、今日に至るまで、政府において多くの修正が加えられ、各政党、労組間で議論が繰り返されている。

スコッティ労働大臣の提案の趣旨は次の通りである。

(1) 公共及び民間部門のすべての従属労働者は、INPSの傷害、老齢及び遺族年金に義務的に加入することとする。これにより、1900万人の労働者(全国の80%)がINPSに加入することとなる。但し、管理者年金及び新聞記者年金のように、年金財政が自律しうるものは、この限りではない。また、独立労働者も、例外扱いされる。

以上のスコッティの提案に対して、航空機パイロット年金は、INPSの各種制度の中で最も高い水準にある。今日において、各種の年金制度としては50余のものが数えられるが、もちろん、これら制度における年金給付が継続する限り、制度は存続することとなる。従って、これら制度が完全になくなるまでには、少くとも20年は要することとなる。

## (2) 年金受給年齢

イタリアの年金制度においては、老齢年金の受給開始年齢は一定ではない。INPSの制度において、最も一般的なものは男子60歳、女子55歳で、この年齢はヨーロッパ各国の中で最も低いうちに属する。公務員及び商人、手工業者、直接農耕者の場合には、上記の年齢を超える。

スコッティは、この受給年齢を原則として一律に60歳とし、公務員等の場合には十年の経過期間を設けることとする。例外として、女子の場合には、55歳以上になったときに早期の受給を受けることができる。また、保険料払出期間が40年に満たない場合には、65歳まで受給を遅らせることができる。

## (3) 年金額の上限と下限(最低保障額)

スコッティによれば、年金額の上限を一律に年間17,424,000 リラ(ただし、当初年の数値)とする。また、年金額の下限(最低保障額)の引上げについては、平均賃金上昇率とする(現行においては産業部門の労働協約による上昇率を用いており、この数値は、平均賃金上昇率を上回る)経過期間として5年間を設ける。

スコッティの提案に対し、民社党及び企業家は、年金額の下限は、生計費指数によるべきであると主張する(生計費指数は、平均賃金上昇率を下回るのが常である)。

## (4) 年金の併給

INPSの老齢年金受給権者で引き続き就業する者は、年金の最低保障額(一般の従属労働者の場合には月額約122,000 リラ、独立労働者の場合には約100,000 リラ)を受ける権利を有するとされる。

スコッティは、この規定を全ての年金制度にあてはめようとする。実際問題として、併給の制限は、老齢年金受給年齢に満たない場合(特別老齢年金受給者等)で引き続き就業する者に適用される場合が多い。

(注1) Corriere della sera 紙1979年9月14日

(注2) G. Morcaldo e C. M. Pierucci, Mondo

(注3) 24-ORE紙 1979年2月2日付



## 社会保障こぼれ話

### 遺族給付の推移

#### — 鉄道員の制度 —

(アメリカ)

鉄道員を対象とする特殊な給付制度は、当初では、鉄道員の退職給付制度として発足し、1946年法(連邦法)により、遺族給付が採用され、この給付制度は1947年から実施された。それ以後1978年までの32年間に150万人(年金が約96万人、一時金が約54万人)以上が遺族給付を受給した。また、この期間には、上記以外に、約16万人がなんらかの一時金を受給した。1978年末には、約34万人が遺族年金を受給していた。

この遺族給付の主な推移では、1951年特殊な給付として、勤続10年以上の場合に、妻に扶養されていたかん夫にも遺族給付が支給されることになった。1954年に、寡婦とかん夫が給付を受給する場合に、年齢が60歳に引下げられ、また、廃疾の子供をその母親にも給付が認められた。この年には、退職年金の減額が廃止されたが、これは1974年に復活した。1959年には、特殊な給付の支給率は110%に引上げられ、1966年には、学生の遺児の年齢が21歳に延長された。なお、1968年には、廃疾の寡婦への給付が採用された。さらに、1974年には、遺族給付が改正され給付が引上げられた。最近では、1977年には、かん夫の給付で、妻による扶養が除かれた。

Railroad

U, S, Retirement Board, The RRB

Quarterly Review, No 1. 1979.

Sept, 1979. pp.5~10.

(社会保障研究所 平石長久)